

壱岐市農業委員会定例会（令和４年８月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年８月２５日（木） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １５名
4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

- 第１．議事録署名委員の指名 ・ 番 ・ ・ 委員 ・ 番 ・ ・ 委員
- 第２．議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３８号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３９号 令和４年度農用地利用集積計画の承認について
(第３回)

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和４年８月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、それから・ ・ 番 ・ ・ 委員さんより欠席の届けが出ております。
出席委員は１８名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、これより、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ 番 ・ ・ 委員、・ 番 ・ ・ 委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の村田係長を指名致します。

それでは、日程第２の議案第３７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1 頁をお願いします。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

16 番 土地の所在

郷ノ浦町庄触 字平瀬 地目 畑 面積 1, 004 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が 7, 894 m²、畑が 31, 782 m²、計 39, 676 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主にオリーブの栽培です。農機具は、ユンボ、乗用草刈り機、運搬車等を所有されてあります。

構成員は 2 名、常時雇用者 6 名、パート職員 4 名で農作業に従事されてあります。通作距離は 3 km 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格法人要件」譲受人は農地所有適格法人であります。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引き受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格法人である為、適用はありません。

「下限面積要件」、は問題ありません。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、オリーブを作付けるという事であり周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8 月 22 日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・地区担当の・・です。22 日の夕方、・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。

申請地は、元郷ノ浦のクリーンセンターの先側にありまして、南側が海で北側方面が山となっておりまして、周辺農地はございません。

つきまして何ら周りに迷惑が掛かることがないと思いますので、皆様のご審

議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号16番は決定いたします。

続きまして、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

13番 土地の所在

芦辺町国分東触 字古木 地目 畑 面積 538㎡

同じく 地目 畑 面積 84㎡

計 畑が2筆で622㎡

転用目的 コイン精米機設置

貸付人、.

借受人、.

申請理由 申請地を借り受けて、コイン精米機を設置したい。ということです。権利の設定内容は、賃借権です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和4年1月31日に完了をしております。

農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は3頁から6頁です。農用地区域除外時に（令和3年10月20日）・・委員さんと借受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。

この件は、昨年10月の定例会の折に農振除外の申請があった分でございます。

8月23日、本人に確認しました所、許可が下り次第、着工する計画であるという事でした。

周辺農地には、影響がないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38

号13番は意見を付して進達致します。

続きまして、14番の説明を求めます。

事務局

はい、14番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字平江ノ本・・・・ 地目 畑 面積 595㎡

転用目的 一般個人住宅

一般個人住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面等が101㎡ありますので、住宅地としての有効面積は494㎡となります。

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、借家住まいをしているが、父所有の申請地を譲り受けて、住宅を建築したい。ということです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和4年7月12日に完了を致しております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・・さんが住宅用地として利用したいという事でありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農用地区域除外時に（令和4年3月22日）・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・です。

今、どこまで作業が進んでいるのかという事を事務局に確認致しました。そしたら転用に今、移っているという事でございますので、その旨を本人に伝えました所、首を長くして待っておるからと許可が下り次第直ぐ工事に取り掛かりますという事でございました。皆様よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号14番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第39号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について（第3回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、10頁をお願いします。

議案第39号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、

下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は47件、借手が26人、貸手が46人です。

田が145筆で147, 231㎡、畑が31筆で38, 743㎡、合計が176筆で185, 974㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、11頁～16頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①9月の定例会の日程 令和4年9月26日(月)
石田庁舎 第4会議室 9時～

②長崎県農業会議主催によります地区別農業委員会委員研修会が
9月27日(火)14時から 石田農村環境改善センターで行われます。

③農業委員の任命、推進委員の委嘱スケジュールについての再確認

④農業委員研修旅行の件について

⑤農業委員会活動記録簿の記入の件について再確認

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。